

資料編

1 小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会（通称「小美玉市地域自立支援協議会」。以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、支援体制に関する課題等について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有に関すること。
- (2) 関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議及び連携強化に関すること。
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発及び改善等に向けた協議に関すること。
- (5) 相談支援体制の整備状況や課題等の把握及び体制強化に向けた協議に関すること。
- (6) 委託相談支援事業者の事業運営等の評価に関すること。
- (7) 障がい福祉計画等に係る意見及び進捗状況の把握に関すること。
- (8) 障がい者の虐待防止及び権利擁護に関すること。
- (9) その他協議会において必要と認める事項に関すること。

(参加者)

第4条 協議会の参加者は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等及び関係行政機関の実務担当者で構成し、必要に応じて地域の関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者の参加を求めるものとする。

(座長)

第5条 協議会の円滑な進行を図るため、座長を置くものとする。

2 座長は、参加者の互選により選任する。

3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名した参加者が、その職務を代行する。

(専門部会等)

第6条 協議会は、専門の事項を協議するため、専門部会等を置くことができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の参加者及び関係者は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の運営に必要な庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

2 前項の規定に関わらず、協議会の庶務の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 用語解説

| 用 語 | 内 容 |
|------------------------------------|---|
| あ行 | |
| アクセシビリティ | 年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。 |
| 一般就労 | 通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいいます。就労継続支援（A型）等の「福祉的就労」に対する用語として使用されます。 |
| インクルーシブ教育 | 多様な人間性を尊重し、障がいのある人の精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に参加することをめざして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのことです。 |
| 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例 | 「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」は、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指して平成8年に制定されました。急速な高齢化に対応し、高齢者や障がい者を含むすべての人が、社会参加の機会を等しく有し、共に安心して快適に生活することができる地域社会の実現のために、県、市町村、事業者及び県民が一体となって「ひとにやさしいまちづくり」に取り組んでいこうとするのがこの条例の趣旨となっています。 |
| 茨城障害者職業センター | 障害者雇用促進法に基づき、各都道府県に設置され、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、地域における専門的な職業リハビリテーションを提供する機関。障がい者の職業評価や職業準備支援、ジョブコーチの派遣等を行うとともに、事業主に対して障がい者の雇用管理上の必要な助言指導を行います。 |
| NPO | 民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体をいいます。 |
| 小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会 (地域自立支援協議会) | 障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定に基づく協議会で、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて、中核的な役割を果たす協議の場として位置付けられています。市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい地域の課題やニーズに対して、地域全体で検討し、改善・解決する役割を担っています。 |

| | 用語 | 内容 |
|----|------------|--|
| か行 | 学習障がい (LD) | 全般的に知的発達が遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。 |
| | 基幹相談支援センター | 市町村が設置することができる地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を取得している職員を配置し、地域における相談支援事業者等における専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援及び地域移行に向けた取り組みを行います。 |
| | ケアマネジメント | 障がい者が地域で生活するため、障がい者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供されるよう調整等を行うことです。 |
| | 権利擁護 | 自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障がい者等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ることであります。 |
| | 高次脳機能障がい | 交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないことがあります。 |
| | 合理的配慮 | 障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいいます。 たとえば、筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものです。 |
| さ行 | こころのバリアフリー | 「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障がい・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのことをいいます。 |
| | 社会福祉協議会 | 全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。 |

| 用語 | 内容 |
|----------------|--|
| 社会モデル | <p>社会モデルとは、障がいを主として社会によって作られた問題とみなし、障がいは個人に帰属するものではなく、その多くが社会環境によって作り出されたものであり、この問題に取り組むには社会的行動が求められ、社会生活の全分野への完全参加に必要な環境の変更を社会全体の共同責任とする考え方です。</p> |
| 手話通訳者 | <p>所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人です。</p> <p>また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに、手話通訳を行う人に対する社会的信頼を高めるため、厚生労働大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化され、合格した人には「手話通訳士」の称号が付与されます。</p> |
| 障がい者虐待防止センター | <p>平成24年10月の障害者虐待防止法の施行において、市町村に機能設置が義務付けられた通報・相談の窓口です。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がい者に対する虐待の防止の啓発活動を行います。</p> |
| 障害者就業・生活支援センター | <p>障害者雇用促進法に基づき、障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言や相談などを行っています。茨城県では、各障害福祉圏域ごとに整備され、県内に9か所設置されています。</p> |
| 身体障がい者手帳 | <p>身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となります。手帳の等級は、障がいの程度により1級から6級に区分されます。</p> |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | <p>一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて県知事が交付するものです。精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的されており、手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなります。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級に区分されます。</p> |
| 精神通院医療 | <p>障害者総合支援法に定められる公費負担医療制度の一つで、精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。</p> |
| 成年後見制度 | <p>判断能力が精神上の障がい（知的障がい・精神障がい・認知症など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度です。</p> |

| | 用語 | 内容 |
|----|-------------------|---|
| た行 | 地域共生社会 | <p>公的な支援やサービスだけに頼るのではなく、地域の住民が共に支え合い課題を解決していこうというものです。</p> <p>地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。</p> |
| | 注意欠陥多動性障がい (ADHD) | <p>日常生活に著しく支障をきたすほど多動・注意集中困難・注意転動（気が散る）・衝動的に行動する等が目立ちます。様々な情報をまとめることが、困難であることが全ての場合共通します。</p> |
| | 特別支援教育 | <p>平成 15 年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成 19 年4月から特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。</p> |
| | 特別支援学校 | <p>特別支援学校とは、障がい者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校です。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとありますが、これらも学校教育法における特別支援学校です。</p> |
| | 特別支援学級 | <p>特別支援学級は、学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的としています。</p> |
| な行 | 難病 | <p>医学的に明確に特定の疾病を定義するものではありませんが、国の定めた「難病対策要綱」では、次のように整理されています。</p> <p>原因不明で治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題に限らず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病としています。</p> |
| | 日常生活自立支援事業 | <p>知的障がいや精神障がい、認知症のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。</p> |

| 用語 | 内容 |
|-------------|--|
| ノーマライゼーション | 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。 |
| 発達障がい | 発達障害者支援法における「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい及びその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。 |
| ハローワーク | 厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っています。 |
| バリアフリー | 障がい者等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいいます。 今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいいます。 |
| ピアカウンセリング | 障がいのある人等が、自らの体験に基づいて同じ仲間（ピア）である障がい者等の相談に応じ、ともに問題解決を図ることです。「ピアカウンセラー」は、その「ピアカウンセリング」を行い相談に応じる人のことをいいます。 |
| ホームヘルパー | 家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助、衣類の洗濯、住居等の掃除及び生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。 |
| ペアレントトレーニング | 発達障がいなどのある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や行動改善を目的とした訓練を行います。 |
| ペアレントプログラム | 発達障がいなどのある子どもを育てる保護者や養育者が、子どもの行動を理解する方法などを学び、楽しく子育てができるようにすることを目的としたプログラムです。 |
| 法定雇用率 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」によって定められた割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、法定雇用率以上の障がい者を雇用する義務があります。これまでの法定雇用率の算定基礎の対象は身体障がい者・知的障がい者であり、精神障がい者の雇用義務はありませんでした。しかし平成30年4月からは障害者雇用促進法の一部改正により、新たに精神障がい者も雇用義務の対象に加わり、それに伴い法定雇用率の引き上げ等が行われます。 |

| | 用語 | 内容 |
|----|------------|--|
| や行 | ユニバーサルデザイン | 年齢や性別、障がいのあるなしに関わらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。 |
| | 要約筆記者 | 要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人のことです。要約筆記の手法は、話し手の言葉の要点をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝達することをいいます。その他にも、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法を用いて伝達することもあります。 |
| ら行 | リハビリテーション | 治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、普通に生活ができるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。 |
| | 療育手帳 | 知的障がい者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために、一定以上の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するものです。障がいの程度は、地域によって異なりますが、茨城県では「 Ⓐ 、A、B、C」に区分されます。 |
| | レスパイトサービス | 障がい者の家族等を一時的に障がい者の介護から解放することによって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息やリフレッシュを凶ってもらうための家族支援サービスです。 |

小美玉市障がい者計画・
第6期小美玉市障がい福祉計画・
第2期小美玉市障がい児福祉計画

発行年月／令和3年3月

発行・編集／小美玉市 福祉部 社会福祉課

〒311-3495

茨城県小美玉市上玉里1122番地

TEL：0299-48-1111（代表）

FAX：0299-48-1199

URL：https://www.city.omitama.lg.jp/



| | | |
|-------------------------|-------------|----------------------------|
| 小 美 玉 | シ テ イ | ダ イ ヤ モ ン ド |
| 見つめる。 みがく。 光をあてる。 | | |